

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律要綱

## 第一　目的規定の改正

幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを明記すること。

(第一条関係)

## 第二　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実

### 一　認定の条件

- 1　都道府県の条例で定める要件を満たした施設について、その設置者が欠格事由に該当する場合及び供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認定するものとすること。
- 2　認定に当たっては、都道府県は、市町村に協議しなければならないものとすること。

(第三条関係)

## 二　教育及び保育の内容

認定こども園において教育又は保育を行うに当たっては、幼保連携型認定こども園の教育課程その他 の教育及び保育の内容に関する事項を踏まえて行わなければならないものとすること。（第六条関係）

### 第三 幼保連携型認定こども園

#### 一 施設の定義

幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいうものとすること。

(第二条関係)

#### 二 教育及び保育の目標等

##### 1 教育及び保育の目標

幼保連携型認定こども園においては、一の目的を実現するため、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設としての保育並びにその実施する保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標を達成するよう教育及び保育を行うものとすること。

(第九条関係)

## 2 教育及び保育の内容

イ 幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、一の目的及び

1の目標に従い、主務大臣が定めるものとすること。

ロ 主務大臣がイの事項を定めるに当たっては、幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確

保並びに小学校における教育との円滑な接続に配慮しなければならないものとすること。

(第十条関係)

### 3 入園資格

幼保連携型認定こども園に入園することができるのは、満三歳以上の子ども及び満三歳未満の保育を必要とする子どもとすること。

(第十一条関係)

### 三 施設の設置等

#### 1 設置者

幼保連携型認定こども園は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができるものとすること。

(第十二条関係)

## 2 設備及び運営の基準

都道府県は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならぬものとすること。

(第十三条関係)

## 3 職員

園長及び保育教諭を置かなければならぬものとし、副園長その他必要な職員を置くことができるものとすること。

(第十四条関係)

## 4 職員の資格

イ 保育教諭等は、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の資格の登録を受けた者でなければならないものとすること。

ロ その他の職員について必要な資格を定めること。

(第十五条関係)

## 5 設置等の届出

市町村は、幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならないものとすること。

(第十六条関係)

## 6 設置等の認可

イ 国及び地方公共団体以外の者は、設置又は廃止等を行おうとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならないものとすること。

ロ 都道府県の条例で定める基準を満たした施設について、その設置者が欠格事由に該当する場合及び供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、設置の認可をするものとすること。

ハ 設置の認可に当たっては、都道府県は、市町村に協議しなければならないものとすること。

(第十七条関係)

## 7 その他

指導監督、大都市特例等の規定を整備すること。

(第十八条から第二十七条まで関係)

## 第四 主務大臣

主務大臣は、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣とすること。

(第三十六条関係)

## 第五 その他

## 一 施行期日

この法律は、原則として、子ども・子育て支援法の施行の日から施行するものとすること。

## 二 検討

1 政府は、幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一体化を含め、その在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

2 政府は、1の事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとする。

## 三 幼保連携型認定こども園に関する特例

1 この法律の施行の際に現に存する幼保連携型認定こども園については、施行日に、第三の三の6のイの設置の認可があつたものとみなすこと。

2 施行日の前において現に幼稚園を設置している者であつて、一定の要件を満たしたものは、当分の間、第三の三の1の規定にかかわらず、幼保連携型認定こども園を設置することができるものとす

ること。

#### 四 保育教諭等の資格の特例

1 施行日から起算して五年間は、第三の三の4のイの規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者又は保育士の資格の登録を受けた者は、保育教諭等となることができるものとすること。

2 その他必要な資格の特例規定を設けること。

#### 五 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

(附則関係)